

< 2026年度 北海道市場の変更点およびご案内 >

【 サマーセールについて 】

本年度のサマーセールも1日の頭数、終了時間に重きを置いた開催計画を立てております。

本年の計画頭数は、名簿掲載頭数5日間合計1,320頭としております。

- 本年もサマーセール、セプテンバーセールの申込とりまとめを同期間内で行います。
- 昨今の申込状況（飽和状態）や取引成績を鑑み、本年度より下記3点の変更を導入いたします。
 - * 販売申込登録料を55,000円（税込）に増額いたします。
 - * せりの進行は「販売希望価格」よりスタートします。
 - * 主取手数料を導入します。（主取価格に対し1%もしくは33,000円(税込)のいずれか高い方）

★ 本セールは、近年の申込頭数の増加により、終了時間や日程延長など、市場運営および取引環境の両面に課題が生じております。こうした状況を踏まえ、本年より新たな制度を導入し、馬の成長段階や状態に応じた申込の判断を、これまで以上に販売申込者の皆様にお選びいただける形といたしました。

セレクションセールの次の選択肢として、上場馬の質や市場の方向性を明確にすることで、購買者からの注目度や信頼性の向上を図り、北海道市場全体の持続的な発展につなげてまいります。

なお、取りまとめ結果、申込頭数が開催計画頭数を超過した場合は、8月22日(土)までの6日間開催いたします。

【 各セールの申込登録料金改定について 】

- サマーセール 新規通常 33,000円（税込） ▶ **55,000円（税込）**
- セプテンバーセール 新規通常 33,000円（税込） ▶ **22,000円（税込）**
- オータムセール 新規通常 33,000円（税込） ▶ **22,000円（税込）**

※ 期間外料金は1.5倍、員外申込は倍額となります。

その他、再申込等の料金については申込取りまとめ文書をご参照ください。

1歳市場への販売申込につきましては
馬の成長に合わせた上場適期を踏まえ、分散申込のご検討をお願いいたします。

本年度も北海道市場運営に何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

< 2026年度 北海道市場業務規程変更のお知らせ >

○ 主取手数料について

- ・ 1歳北海道市場業務規程（徴収料金）市場業務規程第31条（3）主取手数料に追加

サマーセールにおいて、主取となった場合には、販売申込者より主取価格に対し100分の1を乗じた額、または、30,000円のいずれか高い方の金額に消費税相当額を加算した主取手数料を徴収する。なお、開設者が設定した納付期限までに主取手数料が納付されない場合には、次年度以降、当該市場の申込について取扱いを行わない。

○ 禁止事項からの除外について

- ・ トレーニングセール市場業務規程（禁止事項）第33条の2項として追加
- ・ 1歳北海道市場業務規程（禁止事項）第34条の2項として追加

（禁止事項） ※ 1歳北海道市場業務規程で下記へ記載

第34条 市場の公正を確保するため、以下の行為を禁止する。

(1) 不特定多数に閲覧させる目的で場内施設・上場馬・来場者・関係者・その他市場内を撮影する行為

(2) せりの様子（北海道市場が配信する映像・音声を含む）・その他市場内の状況を中継もしくは配信する行為

2. 前項の規定にかかわらず、購買者は、自ら落札した売買成立馬につき、落札後にこれを撮影し、またはその撮影画像を配信することができる。但し、その際第三者への配慮を十分に行うものとする。

○ 四肢レントゲン写真の撮影部位と撮影枚数について

他市場の状況や過去の検査結果を参考に精査してきた結果を踏まえ、レポジトリ撮影従事者の安全確保の観点からも、市場業務規程第4条第2項に基づいて販売申込者が提出することができる当該馬の四肢レントゲン写真より 両膝関節（後膝）の【屈曲】外 - 内側方向 のレントゲンを除外することとなりました。

購買者による落札後検査での 両膝関節（後膝）の【屈曲】外 - 内側方向 のレントゲン撮影において、軟骨下骨嚢胞が発見された場合であっても市場業務規程第25条に基づく売買契約解除の申し出はできませんのでご注意ください。

（上場馬）

- ・ トレーニングセール市場業務規程 第4条2項 および <別表1>

現規程 屈曲 外-内側方向 左26枚目・右30枚目を削除し、合計30枚から28枚に変更

- ・ 1歳北海道市場業務規程 第4条2項 および <別表1>

現規程 屈曲 外-内側方向 左32枚目・右36枚目を削除し、合計36枚から34枚に変更

（売買契約解除の申し出）

- ・ トレーニングセール市場業務規程 第24条2項

(2) 関節面の軟骨下骨嚢胞(膝関節については屈曲 外-内側撮影のみで描出される軟骨下骨嚢胞は除く) を追記

- ・ 1歳北海道市場業務規程 第25条2項

(2) 関節面の軟骨下骨嚢胞(膝関節については屈曲 外-内側撮影のみで描出される軟骨下骨嚢胞は除く) を追記

本紙 規程変更のお知らせは上記3項目を抜粋したものになります。

他に軽微な変更等もございますので、北海道市場業務規程をご確認ください。



北海道市場